

# 岡山県公報

発行  
岡山県



## 目次

担当課（室）

### 【告示】

○ 岡山県補助金等交付規則の規定による補助金等の名称等の制定の一部改正  
（県例規集登載）

産業企画課

○ 生活保護法等に基づく指定医療機関の指定

障害福祉課

○ 生活保護法等に基づく指定医療機関の名称の変更

〃

○ 生活保護法等に基づく指定医療機関の所在地の変更

〃

○ 生活保護法等に基づく指定医療機関の事業の廃止

〃

○ 生活保護法等に基づく指定医療機関の指定の辞退

〃

○ 生活保護法等に基づく指定施術者の指定

〃

○ 生活保護法等に基づく指定施術者の事業の廃止

〃

○ 地方卸売市場の廃止の許可

農産課

○ 地方卸売市場卸売業務の廃止届

〃

○ 岡山県収入証紙売りさばき人の指定の取消し

会計課

## 目次

担当課（室）

### 【公告】

○ 都市計画の変更の図書の写しの縦覧

都市計画課

○ 一般競争入札の実施

内部事務効率化室

### 【人事委員会】

○ 平成二十六年岡山県警察行政職員A採用試験の実施

人事委員会

○ 平成二十六年岡山県職員A採用試験の実施

〃

### 【公安委員会】

○ 猟銃等講習会の開催

生活安全企画課

○ 年少射撃資格講習会の開催

〃

平成26年4月22日 岡山県公報 第11578号

◎岡山県告示第二百四十六号

昭和四十一年岡山県告示第五百十三号（岡山県補助金等交付規則の規定による補助金等の名称等の制定）の一部を次のように改正し、平成二十六年分補助金から適用する。

平成二十六年四月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

表環境文化部の部岡山県小水力発電導入促進補助金の項の次に次のように加える。

<p>晴れの国おかやまマガソラー設置促進補助金</p>	<p>太陽光発電システムの普及促進</p>	<p>大規模太陽光発電施設を新たに設置し、電気を供給する民間事業者</p>	<p>大規模太陽光発電施設の設置に要する経費</p>	<p>発電出力（キロワット）を千で除した数を県が公表した候補地に設置するものにあつては二千万円に、その他の土地に設置するものにあつては一千万円に乗じて得た額。ただし、一億円を限度とする。</p>
<p>おかやまスマートタウン構想パイロット地域推進事業補助金</p>	<p>新エネルギーの導入拡大及びエネルギーの最適な利用の促進</p>	<p>市町村</p>	<p>エネルギーの効率的な活用を図る地域のシステムの構築又は自立分散型の地域のエネルギーシステムの構築に資する事業に要する経費</p>	<p>補助対象経費の二分の一以内。ただし、一地域当たり五百万円を限度とする。</p>

表産業労働部の部岡山県中小企業特別対策資金保証料補助金の項の次に次のように加える。

岡山県創業ゼロ金利補助金	創業の促進	創業者等	金融機関が貸し付けた中小企業向け融資に係る利子及び保証料	知事が別に定めた方法で算出した額以内
--------------	-------	------	------------------------------	--------------------

表産業労働部の部岡山県製造業設備投資サポート割賦損料補助金の項の次に次のように加える。

おかやまチャレンジサポート補助金	創業又は第二創業の促進	創業者等	創業又は第二創業に要する経費	補助対象経費の二分の一以内
岡山県経営革新等割賦損料補助金	経営革新等を実施する中小企業者の設備投資に対する支援	公益財団法人岡山県産業振興財団	経営革新等を実施する中小企業者の設備の導入に係る割賦損料に対する補助	知事が別に定めた方法で算出した額以内
岡山県創業者割賦損料補助金	創業者等の設備投資に対する支援	創業者等	公益財団法人岡山県産業振興財団が行った設備貸与に係る割賦損料	知事が別に定めた方法で算出した額以内

表産業労働部の部晴れの国おかやまメカソーラー設置促進補助金の項及びおかやまスマートタウン構想パイロット地域推進事業補助金の項を削り、同部きらめき岡山創成ファンド支援事業補助金の項の次に次のように加える。

--	--	--	--	--

次世代産業研究開発プロジェクト創成事業費補助金	次世代産業分野での研究開発への進出の促進	県内の中小企業者又は中小企業者の団体	次世代産業分野における新技術又は新製品の研究開発	1については、補助対象経費の十分の十以内
			1 試行研究 2 本格研究	2については、補助対象経費の十分の四以内

表産業労働部の部岡山デニム世界進出支援事業補助金の項の次に次のように加える。

メイカルテクノバレー形成促進事業費補助金	産学官の連携による医療産業クラスターの形成の促進	知事が適当と認める者	産学官の連携による医療産業クラスターの形成の促進に要する経費	補助対象経費の二分の一以内
----------------------	--------------------------	------------	--------------------------------	---------------

表産業労働部の部勤労者福祉推進事業費補助金の項中「社会参加活動事業等」を削る。

◎岡山県告示第二百四十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例による場合を含む。）の規定により、医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十六年四月二十二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

# 平成26年4月22日 岡山県公報 第11578号

病院、診療所又は薬局

名 称	所 在 地	指定年月日
岡本歯科医院	浅口市金光町地頭下844	H24.12.25
津山薬局平福店	津山市平福549-7	H25.4.1
サカエ薬局 真壁店	総社市真壁1231-6	H25.4.1
たかばクリニック	備前市吉永町吉永中767-6	H25.4.1
みやした内科医院	総社市真壁1231-1	H25.4.8
ロマン薬局	小田郡矢掛町矢掛2558-7	H25.4.8
あゆみクリニック	小田郡矢掛町矢掛2560-3	H25.4.12
ザグザグ薬局 宇野店	玉野市宇野2-796-2	H25.4.1
平福診療所	津山市平福546-1	H25.4.1
さくら整形クリニック	赤磐市桜が丘東4-4-471	H25.4.1
医療法人瀬戸内りょうま医院	瀬戸内市邑久町尾張1341-20	H25.5.1
さいわい薬局	真庭市福田279-1	H25.5.1
有限会社大手町薬局メディカルクレオ	津山市沼841-4	H25.5.12
津山薬局平福店	津山市平福547-1	H25.8.1
ザグザグ薬局井原笹賀店	井原市笹賀町29-1	H25.8.1
牧歯科医院	津山市田町92-1	H25.9.1
高杉こどもクリニック	総社市井手585-1	H25.9.1
診療ドクター杉生	総社市門田315	H25.10.1
瀬戸内記念病院	瀬戸内市長船町服部290番5	H25.10.21
しんまち診療所	真庭市勝山251	H25.11.5
西村眼科医院	苫田郡鏡野町古川150	H26.1.1
ホリエ薬局	総社市駅前1-8-72	H25.12.2
梶並診療所	美作市梶並501-1	H25.7.1
廣恵医院	真庭市下中津井773-9	H26.1.1
東津山薬局	津山市川崎1135-3	H26.2.1
ハロー薬局 尾張店	瀬戸内市邑久町尾張1346-6	H26.3.1
そうごう薬局 真庭勝山店	真庭市勝山260番地	H26.3.1
あさのクリニック	総社市中央2-3-5	H26.4.15

◎岡山県告示第二百四十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十条第四項においてその例による場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり名称の変更の届出があった。

平成二十六年四月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

# 平成26年4月22日 岡山県公報 第11578号

## 1 病院、診療所又は薬局

名 称		所 在 地	変更年月日
変 更 前	変 更 後		
医療法人宏仁会 丸川医院	医療法人宏仁会 まつうらクリニック	高梁市成羽町下原1004-1	H25.5.1
ワタキュー薬局はやしま店	フロンティア薬局早島店	都窪郡早島町早島3526-6	H25.9.1

## 2 指定訪問看護事業者等

名 称		主たる事務所の所在地	訪問看護ステーション等		変更年月日
変 更 前	変 更 後		名 称	所 在 地	
財団法人江原積善会	一般財団法人 江原積善会	津山市一方140	訪問看護ステーションレモン	津山市一方140	H25.4.1



◎岡山県告示第二百四十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十条第四項においてその例による場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり所在地の変更の届出があった。

平成二十六年四月二十二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

平成26年4月22日 岡山県公報 第11578号

名 称	所 在 地		変更年月日
	変 更 前	変 更 後	
ザグザグ薬局 宇野店	玉野市宇野2-796-2	玉野市宇野2-6-2	H25.4.19
たなか歯科	笠岡市吉浜2480-4	笠岡市吉浜2478-9	H25.8.17
つばさ薬局	総社市井手天原933-1	総社市井手933-1	H24.1.1
フロンティア薬局早島店	都窪郡早島町早島字山川下3526-6	都窪郡早島町早島3526-6	H25.9.1

◎岡山県告示第二百五十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十条第四項においてその例による場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり事業の廃止の届出があった。

平成二十六年四月二十二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

# 平成26年4月22日 岡山県公報 第11578号

## 病院、診療所又は薬局

名 称	所 在 地	廃止年月日
岡本歯科医院	浅口市金光町地頭下844	H24.12.24
高場診療所	備前市吉永町吉永中767-6	H25.3.31
奥玉薬局	玉野市奥玉3-13-27	H25.3.31
平福診療所	津山市平福547-1	H25.3.31
さくら整形クリニック	赤磐市桜が丘東4-4-471	H25.3.31
瀬戸内りょうま医院	瀬戸内市邑久町尾張1341-20	H25.4.30
ユアサ福田橋薬局	真庭市福田279-1	H25.4.30
有限会社大手町薬局メディカルクレオ	津山市林田61-1	H25.5.11
きくや薬局	浅口市鴨方町六条院中3244	H25.5.31
中村歯科医院	津山市川崎192-12	H25.6.19
津山薬局平福店	津山市平福549-7	H25.7.31
大西歯科医院	井原市井原町353-4	H25.6.12
馬場歯科医院	瀬戸内市牛窓町牛窓3069-1	H25.7.31
牧歯科医院	津山市田町92	H25.8.31
高杉こどもクリニック	総社市井手585-1	H25.8.31
診療ドクター杉生	総社市門田315	H25.9.30
西村眼科医院	苫田郡鏡野町古川150	H25.12.31
ホリエ薬局	総社市駅前1-8-72	H25.12.1
梶並診療所	美作市梶並501番地の1	H25.6.30
丸山歯科医院	久米郡久米南町下弓削1153	H25.10.31
有信薬局	玉野市木目1277-4	H25.12.28
廣恵医院	真庭市下中津井773-9	H25.12.31
城東歯科医院	津山市林田161-2	H25.12.20
東津山薬局	津山市川崎1135-1	H26.1.31

◎岡山県告示第二百五十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十一条第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例による場合を含む。）の規定により、指定医療機関が次のとおり指定を辞退した。

平成二十六年四月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

平成26年4月22日 岡山県公報 第11578号

名 称	所 在 地	辞退年月日
橋本医院	備前市日生町日生887-11	H25.5.1
谷齒科医院	玉野市宇野8-2-7	H25.8.1

◎岡山県告示第二百五十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条において準用する同法第四十九条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例による場合を含む。）の規定により、医療扶助又は医療支援給付のための施術を担当する施術者を次のとおり指定した。

平成二十六年四月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

平成26年4月22日 岡山県公報 第11578号

氏名	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
辻 英辰	おかげ整骨院	笠岡市中央町26-12	H25.5.29
勝浦 宗一	勝浦接骨院	久米郡美咲町原田3341-3	H25.5.1
横田 成市	有限会社 アイサポート	岡山市北区天瀬3-6京橋ビル新館203	H25.6.20
大木 和将	たきもと鍼灸整骨院	倉敷市玉島乙島6875-12	H25.6.17
松田 尚	にこまる整骨院	総社市中央1-21-110	H25.6.17
松谷 一広	まっちゃん整骨院	津山市高野本郷1266-1	H25.11.10
川野 彰久	かわの鍼灸マッサージ院	岡山市東区可知4丁目3-8	H25.11.8
川内 寿人	寿接骨院	津山市高野本郷1650-5	H26.2.13



◎岡山県告示第二百五十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条において準用する同法第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例による場合を含む。）の規定により、指定施術者から次のとおり事業の廃止の届出があった。

平成二十六年四月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

平成26年4月22日 岡山県公報 第11578号

氏名	施術所の名称	施術所の所在地	廃止年月日
吉永 武司	にこまる整骨院	総社市中央1-21-110	H25.4.30
清水 龍雄	清水整骨院	総社市井手651	H25.8.31
杉田 義明	らいふマッサージ治療院岡山南店	岡山市南区新保1015-19	H25.11.30

◎岡山県告示第二百五十四号

卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第六十条の規定により、次のとおり地方卸売市場の廃止を許可した。

平成二十六年四月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

市場の名称	真庭地方卸売市場 真庭青果
市場の所在地	真庭市野川四一五 一
開設者	真庭青果株式会社
取扱品目の部類	青果部
廃止年月日	平成二十五年十月三十日

◎岡山県告示第二百五十五号

岡山県卸売市場条例（昭和四十六年岡山県条例第六十六号）第七条の規定により、地方卸売市場における卸売業務の廃止届を次のとおり受理した。

平成二十六年四月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

卸売業者名	真庭青果株式会社
卸売業務を廃止しようとする市場の名称	真庭地方卸売市場真庭青果
取扱品目の部類	青果部
廃止年月日	平成二十五年十二月三十日

◎岡山県告示第二百五十六号

岡山県財務規則（昭和六十一年岡山県規則第八号）第七十三条の規定により、平成二十六年四月十五日付けで、次の岡山県収入証紙売りさばき人の指定を取り消した。

平成二十六年四月二十二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

売 り さ ば き 人	所 在 地	岡 山 市 中 区 藤 原 光 町 一 丁 目 九 番 八 号
名 称 及 び 代 表 者 の 氏 名	有 限 会 社 マ ル シ ン 酒 販 店 代 表 取 締 役 田 守 正 治	
売 り さ ば き 場 所	岡 山 市 中 区 藤 原 光 町 一 丁 目 九 番 八 号	

〔一九二〕都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により赤磐市から岡山県南広域都市計画区域に係る都市計画の変更の図書の写しの送付があったので、当該写しを次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十六年四月二十二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 都市計画の種類

岡山県南広域都市計画ごみ焼却場

二 都市計画の変更年月日

平成二十六年四月八日

三 縦覧場所

岡山県土木部都市局都市計画課

なお、原本は、赤磐市役所建設事業部都市計画課において縦覧に供する。

【一九三】政府調達に関する協定の適用を受け、調達について次のとおり一般競争入札を実施する。

平成二十六年四月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 大

## 1 調達内容

(1) 調達件名 総務事務システムサーバ機器更新業務

(2) 調達の内容 総務事務システムに係る機器等の更新及び保守サービス業務。

なお、詳細については、入札説明書及び仕様書による。

(3) 契約期間 平成26年7月16日から平成31年7月15日まで

(4) 履行場所 岡山県出納局会計課内部事務効率化室の指定する場所

(5) 入札方法 一般競争入札により実施する。

## 2 競争入札参加資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 入札書の提出の日までに、平成26年度において県が発注する情報通信サービスの調達契約であって地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用されるものに係る競争入札に参加する者に必要な資格（平成26年岡山県告示第26号（情報通信サービスの調達契約に係る競争入札の参加資格、資格審査の申請手続等。以下「資格告示」という。）に定める資格をいう。）を有する者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に該当する者でないこと。

(3) この入札公告の日から落札者が決定する日までの間において、岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成19年岡山県告示第332号）の規定による入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。

(4) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

(5) 賃貸借する物品について、第三者から本県に貸付けを行わせようとする者にあつては、当該第三者が岡山県の物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札（条件

# 号 1578 第 報 公 岡 山 県 2024 年 4 月 22 日 平 成 26

付) 参加資格者名簿に登録されており，当該名簿の営業種目が，「大分類：9その他，中分類：12レンタル・リース類」であり，そのランクが「A」である者をあらかじめ選定しておくことができること。

(6) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づく指名除外の措置を受けている者でないこと。

### 3 競争入札参加資格確認申請手続

入札に参加を希望する者は，次に掲げるところにより，競争入札参加資格の確認を受けなければならない。

(1) 入札参加資格確認申請書の交付等

ア 交付期間

平成26年4月22日(火)から同年5月19日(月)まで(岡山県の休日を定める条例(平成元年岡山県条例第2号)第1条第1項に規定する県の休日(以下「休日」という。)を除く。)の午前9時から午後5時まで

イ 交付場所

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号  
岡山県出納局会計課内部事務効率化室  
電話 (086) 226-7315 (直通)  
FAX (086) 224-2213

電子メールアドレス naihujimu@pref.okayama.lg.jp

また，岡山県のホームページ(<http://www.pref.okayama.jp/soshiki/73/>)から入手することもできる。

(2) 入札参加資格確認申請書の受付等

ア 受付期間

平成26年4月22日(火)から同年5月19日(月)まで(休日を除く。)の午前9時から午後5時まで

イ 受付場所

(1)イの場所に同じ。

ウ 提出書類

入札参加資格確認申請書及び賃貸借する物品について，2(5)に定める第三者による貸付けを行わせようとする場合にあつては，総務事務システムサーバー機器



## 更新業務の貸借について別に定める書類

### エ 提出方法

持参又は郵送（書留郵便又は信書便）とする。

### (3) 結果通知等

2 (1), (2) 及び(5)について審査し、適合又は不適合であった旨を通知する。また、2 (3), (4) 及び(6)の入札参加資格については、5の入札及び開札の終了後に審査し、不適合と認められた者に対しては、その旨を通知する。なお、入札参加資格がないと認められた者は、本県に対して、その理由について説明を求めることができる。

### 4 入札説明書の交付等

#### (1) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び交付方法

##### ア 交付期間

平成26年4月22日（火）から同年5月19日（月）まで（休日を除く。）の午前9時から午後5時まで

##### イ 交付場所

3 (1) イの場所。また、岡山県のホームページ (<http://www.pref.okayama.jp/soshiki/73/>) から入手することもできる。

#### (2) 入札説明会

開催しない。

### 5 入札及び開札等

入札に参加する者は、入札書等を次のとおり提出しなければならない。

#### (1) 入札の日時及び場所

##### ア 日時

平成26年6月2日（月）午前10時

##### イ 場所

岡山市北区内山下二丁目4番6号  
岡山県出納局用度課入札室

#### (2) 入札書の提出方法

次のいずれかの方法によること。

##### ア 持参

契約を締結する権限を有している者（以下「本人」という。）又は代理人が(1)の日時及び場所に入札書を持参すること。なお、代理人により入札を行う場合は、本人からの委任状を持参し、入札前に提出すること。

イ 郵便等

本人が作成し、封印した入札書を書留郵便又は信書便により、3(1)イの場所に提出することとし、(1)アに定める入札の日時の前日の午後5時までに到着したものに限り受け付ける。この場合において、封筒を二重とし、外側の封筒に「入札書等在中」と朱書し、内側の封筒に1(1)の調達件名及び(1)アに定める入札の日時を記載すること。

(3) 入札書等の記載方法

ア 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨とする。

イ 入札書の記載方法

入札金額は、月額の賃貸借料とする。なお、落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 入札の無効

この入札の公告に示した競争入札参加資格のない者とした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者とした入札その他岡山県財務規則（昭和61年岡山県規則第8号。以下「財務規則」という。）第140条各号に掲げる入札は、無効とする。

6 落札者決定方法

財務規則第137条第1項の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

この入札に参加する者は、入札保証金として見積もった契約金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて納付しなければならない。なお、財務規則第133条の規

定により，入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

(2) 契約保証金

落札者は，契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならぬ。ただし，財務規則第155条の規定により，契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

8 その他

(1) 契約書の作成の要否  
要

(2) その他

詳細は，入札説明書による。

9 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required :

Server equipment for General Affairs System with maintenance services  
for Okayama Prefectural Government, 1 set

(2) Service period :

From 16 July, 2014 through 15 July, 2019

(3) Delivery date, Delivery place :

Specified in the bid explanation form

(4) Time limit for tender :

10 : 00 AM 2 June, 2014

(5) Contact point for notice :

Okayama Prefectural Government Office, Treasury Bureau, Accounting  
Division, 2-4-6 Uchisange, kita-ku, Okayama-shi, Okayama-ken, 700-8570,  
Japan  
TEL : (086) 226-7315

# 平成26年4月22日 岡山県公報 第11578号

## ◎岡山県人事委員会公示第二号

平成二十六年年度岡山県警察行政職員A採用試験を次のとおり実施する。

平成二十六年四月二十二日

岡山県人事委員会委員長 西 田 秀 史

### 一 試験区分、採用予定者数並びに主な勤務先及び職務内容

試験区分	採用予定者数	主な勤務先及び職務内容
警察行政職員A	八名	警察本部、警察署等において、予算・経理、庶務、統計、警察施設の維持管理、交通管制、運転免許事務、犯罪捜査の支援等の警察運営に必要な様々な業務に従事する。

### 二 受験資格

#### 1 次のいずれかに該当する者

(1) 昭和五十九年四月二日から平成五年四月一日までに生まれた者

(2) 平成五年四月二日以降に生まれた者で、次のいずれかに該当するもの

ア 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による大学(短期大学を除く。)を卒業した者又は平成二十七年三月三十一日までに卒業見込みの者

イ 岡山県人事委員会がアに該当する者と同等の資格があると認める者

2 次のいずれかに該当する者は、1に該当する者であっても受験することができない。

(1) 日本の国籍を有しない者

(2) 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第十六条各号のいずれかに該当する者

### 三 試験の方法

試験は、第一次試験及び第二次試験とし、第二次試験は、第一次試験の合格者について行う。

#### 1 第一次試験

(1) 教養試験

# 平成26年4月22日 岡山県公報 第11578号

大学卒業程度の一般的知識及び知能について択一式による筆記試験を行う。

(2) 論文試験

表現力、理解力、構成力、企画力等について記述試験を行う。

(3) 適性検査

性格、心理等について検査を行う。

2 第二次試験

口述試験

集団面接及び個別面接により行う。

四 試験の期日及び試験会場

1 第一次試験

試験の期日	平成二十六年六月二十二日(日曜日)	試験会場	岡山市北区津島中三丁目一番一号 岡山大学文・法・経済学部講義棟
			岡山市北区津島中三丁目一番一号 岡山大学工学部一号館

2 第二次試験

試験の期日	平成二十六年八月十四日(木曜日)及び同月十五日(金曜日)のうち一日(第一次試験の合格者に対して、直接通知する。)	試験会場	岡山市北区玉柏二七五三 岡山県警察学校
-------	--	------	------------------------

五 合格者の発表

岡山県人事委員会事務局の掲示板に次のとおり掲示し、岡山県人事委員会事務局の

ホームページにも掲載するとともに、合格者に対しては、直接通知する。

区分	発表の期日	内容
第一次試験	平成二十六年七月九日(水曜日)	合格者の受験番号
第二次試験	平成二十六年九月三日(水曜日)	合格者の受験番号

六 採用及び採用後の給与

1 採用

- (1) 第二次試験の合格者は、合格決定後直ちに、成績順に採用候補者名簿に登載する。
- (2) 採用者は、任命権者(岡山県警察本部長をいう。以下同じ。)からの請求に応じて、岡山県人事委員会が採用候補者名簿の登載順に提示した者の中から、任命権者が決定する。なお、採用時期は、原則として、平成二十七年四月一日とする。
- (3) 採用候補者名簿の有効期間は、原則として、名簿登載の日から一年とする。

2 給与

- (1) 平成二十六年四月採用者(新卒者)の給料月額は一八四、〇〇〇円である。
- (2) 諸手当として、扶養手当、通勤手当、住居手当、期末手当、勤勉手当等が支給される。

七 受験手続

- 1 試験を受けようとする者は、所定の受験申込書を岡山県警察本部警務部警務課(岡山市北区内山下二丁目四番六号)に提出すること。
- 2 受験申込書は、平成二十六年四月二十二日(火曜日)から同年五月二十二日(木曜日)までの期間中(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)、八時三十分から十七時十五分まで、岡山県警察本部警務部警務課において受け付ける。なお、郵送の場合にあつては、同日までの消印のあるものは、受け付ける。
- 3 インターネットによる受験申込みは、平成二十六年四月二十二日(火曜日)から同年五月十五日(木曜日)までの期間中、岡山県電子申請サービスにおいて受け付ける。

八 その他

- 1 試験の実施方法その他試験に関する事項については、受験案内に記載する。
- 2 受験申込書及び受験案内は、岡山県警察本部警務部警務課、県内各警察署、岡山県人事委員会事務局等で交付する。なお、郵便で請求する場合は、百四十円分の切手を貼った返信用封筒を必ず同封すること。また、岡山県人事委員会事務局のホームページからもダウンロードすることができる。
- 3 受験資格の有無及び受験申込書の記載事項を確認するため、必要に応じて、証明書等の提出を求めることがある。
- 4 六1(1)の採用候補者名簿に記載された場合であっても、受験申込書等の提出書類の記載事項（インターネットによる受験申込みの場合の入力事項を含む。）に虚偽のものがあると認められるときは、採用候補者名簿から当該者を削除する。

平成26年4月22日 岡山県公報 第11578号

◎岡山県人事委員会公示第三号

平成二十六年年度岡山県職員A採用試験を次のとおり実施する。

平成二十六年四月二十二日

岡山県人事委員会委員長 西 田 秀 史

一 試験区分、採用予定者数並びに主な勤務先及び職務内容

試験区分	採用予定者数	主な勤務先及び職務内容
行政	三十八名	知事部局（本庁、県民局等）、教育委員会（教育庁、県立学校等）等において、一般行政事務に従事する。
化学	三名	知事部局（本庁、県民局等）において、環境等に関する専門的業務に従事する。
衛生	三名	知事部局（本庁、県民局等）において、食品衛生及び環境衛生の監視、指導等の専門的業務に従事する。
農業	七名	知事部局（本庁、県民局、農林水産総合センター等）において、農作物の生産振興、農業に関する知識技術の普及指導等の専門的業務に従事する。
土木	五名	知事部局（本庁、県民局等）において、道路、河川、港湾、都市計画等の事業に関する企画、設計、施工管理等の専門的業務に従事する。
農業土木	三名	知事部局（本庁、県民局等）において、農地農村整備事業に関する企画、設計、施工管理等の専門的業務に従事する。
畜産	一名	知事部局（本庁、県民局等）において、家畜及び畜産



電 気	建 築	林 業	
一名	二名	二名	
知事部局（本庁、出先事務所等）又は企業局（本局、発電総合管理事務所、工業用水道事務所等）において、電気設備等に関する企画、設計及び施工管理、電気設備等の運転及び保守管理等の専門的業務に従事する。 なお、勤務場所によっては、深夜勤務、交替制勤務等の変則的な勤務を伴う場合がある。	知事部局（本庁、県民局等）において、建築、住宅、都市計画等の事業に関する企画、設計、施工管理等の専門的業務に従事する。	知事部局（本庁、県民局等）において、治山事業等に関する企画、設計及び施工管理、林業に関する知識技術の普及指導等の専門的業務に従事する。	物の生産振興、畜産に関する知識技術の普及指導等の専門的業務に従事する。

二 受験資格

1 次のいずれかに該当する者

- (1) 昭和五十九年四月二日から平成五年四月一日までに生まれた者
  - (2) 平成五年四月二日以降に生まれた者で、次に掲げるもの
    - ア 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学（短期大学を除く。）を卒業した者又は平成二十七年三月三十一日までに卒業見込みの者
    - イ 岡山県人事委員会がアに該当する者と同等の資格があると認める者
- 2 次のいずれかに該当する者は、1に該当する者であっても受験することができない。
- (1) 日本の国籍を有しない者
  - (2) 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第十六条各号のいずれかに該当する者

三 試験の方法

平成26年4月22日 岡山県公報 第11578号

試験は、第一次試験及び第二次試験とし、第二次試験は、第一次試験の合格者について行う。

1 第一次試験

(1) 教養試験

試験区分にかかわらず、大学卒業程度の一般的知識及び知能について択一式による筆記試験を行う。

(2) 専門試験

試験区分ごとに、それぞれ次の出題分野から択一式による筆記試験を行う。

試験区分	出題分野
行政	政治学、行政学、憲法、行政法、民法、刑法、労働法、経済学、財政学、社会政策、国際関係等
化学	数学・物理、物理化学、分析化学、無機化学・無機工業化学、有機化学・有機工業化学、化学工学等
衛生	公衆衛生看護学、水産利用学、応用微生物学、畜産一般、食品科学、物理・化学・生物、衛生、分析化学、無機化学、有機化学等
農業	栽培学汎論、作物学、園芸学、育種遺伝学、植物病理学、昆虫学、土壌肥料学、植物生理学、畜産一般、農業経済一般等
土木	数学・物理、応用力学、水理学、土質工学、測量、都市計画、土木計画、材料・施工等
農業土木	数学、応用力学、水理学、測量、土壌物理、農業水利、土地改良、農地造成、農業造構、材料・施工、農業機械、農学一般等
畜産	家畜育種学、家畜繁殖学、家畜生理学、家畜飼養学、家畜栄養学、飼

# 平成26年4月22日 岡山県公報 第11578号

電 気	建 築	林 業	
工学、電子工学、情報・通信工学等	数学・物理、構造力学、材料学、環境原論、建築史、建築構造、建築計画、都市計画、建築設備、建築施工等	森林政策・森林経営学、造林学（森林生態学及び森林保護学を含む。）、林業工学、林産一般、砂防工学等	科学、家畜管理学、畜産物利用学、畜産経営一般等

(3) 適性検査

性格、心理等について検査を行う。

2 第二次試験

(1) 論文試験

表現力、理解力、構成力、企画力等について記述試験を行う。

(2) 口述試験

第一次個別面接、第二次個別面接及び集団討論により行う。

四 試験の期日及び試験会場

1 第一次試験

	試 験 の 期 日	試 験 会 場		
東京会場	平成二十六年六月二十二日（日曜日）	岡山会場	岡山市北区津島中三丁目一番一号	岡山大学文・法・経済学部講義棟
東京会場		岡山会場	岡山市北区津島中三丁目一番一号	岡山大学工学部一号館
東京会場		東京会場	東京都港区白金台一丁目二番三七号	

# 平成26年4月22日 岡山県公報 第11578号

## 2 第二次試験

明治学院大学白金キャンパス
---------------

試験の期日	平成二十六年七月三十一日（木曜日）から同年八月五日（火曜日）までのうち二日（第一次試験の合格者に対して、直接通知する。）
試験会場	岡山市北区京山一丁目九番一号 岡山県自治研修所

## 五 合格者の発表

岡山県人事委員会事務局の掲示板に次のとおり掲示し、岡山県人事委員会事務局のホームページにも掲載するとともに、合格者に対しては、直接通知する。

区分	発表の期日	内容
第一次試験	平成二十六年七月九日（水曜日）	合格者の受験番号
第二次試験	平成二十六年九月三日（水曜日）	合格者の受験番号

## 六 採用及び採用後の給与

### 1 採用

(1) 第二次試験の合格者は、合格決定後直ちに、試験区分ごとに成績順に採用候補者名簿に登載する。

(2) 採用者は、任命権者からの請求に応じて、岡山県人事委員会が採用候補者名簿の登載順に提示した者の中から、任命権者が決定する。なお、採用時期は、原則として、平成二十七年四月一日とする。

2 給与  
(3) 採用候補者名簿の有効期間は、原則として、名簿登載の日から一年とする。

(1) 平成二十六年四月採用者（新卒者）の給料月額は、一八四、〇〇〇円である。  
(2) 諸手当として、扶養手当、通勤手当、住居手当、期末手当、勤勉手当等が支給される。

七 受験手続

1 試験を受けようとする者は、所定の受験申込書を岡山県人事委員会事務局（岡山市北区内山下二丁目五番七号丸の内会館三階）に提出すること。

2 受験申込書は、平成二十六年四月三十日（水曜日）から同年五月二十二日（木曜日）までの期間中（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）、八時三十分から十七時十五分まで、岡山県人事委員会事務局において受け付ける。なお、郵送の場合にあつては、同日までの消印のあるものは、受け付ける。

3 インターネットによる受験申込みは、平成二十六年四月三十日（水曜日）から同年五月十五日（木曜日）までの期間中、岡山県電子申請サービスにおいて受け付ける。

八 その他

1 試験の実施方法その他試験に関する事項については、受験案内に記載する。

2 受験申込書及び受験案内は、岡山県人事委員会事務局等で交付する。なお、郵便で請求する場合は、百四十円分の切手を貼った返信用封筒を必ず同封すること。また、岡山県人事委員会事務局のホームページからもダウンロードすることができる。

3 受験資格の有無及び受験申込書の記載事項を確認するため、必要に応じて、証明書等の提出を求められることがある。

4 六1(1)の採用候補者名簿に登載された場合であっても、受験申込書等の提出書類の記載事項（インターネットによる受験申込みの場合の入力事項を含む。）に虚偽のものがあると認められるときは、採用候補者名簿から当該者を削除する。

# 平成26年4月22日 岡山県公報 第11578号

◎岡山県公安委員会告示第五十五号

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)第五条の三第一項の規定により、次のとおり猟銃等講習会を開催する。

平成二十六年四月二十二日

岡山県公安委員会

一 講習の日時及び場所

講習課程		開催年月日	開催時刻	開催場所
初 心 者 講 習 課 程	経 験 者 ( 更 新 ) 講 習 課 程	平成二十六年 七月十六日	午前十時	岡山市北区御津中山四四四一三 岡山県運転免許センター
		平成二十六年 九月十七日	午前十時	岡山市林田七七 津山警察署
		平成二十六年 七月二日	午後一時	津山市林田七七 津山警察署
		平成二十六年 七月九日	午後一時	倉敷市有城一二六五 倉敷勤労総合福祉センター (山陽ハイツ)
		平成二十六年 七月二十七日	午後一時	岡山市北区御津中山四四四一三 岡山県運転免許センター
		平成二十六年 八月六日	午後一時	津山市林田七七 津山警察署
		平成二十六年 八月二十日	午後一時	高梁市段町一〇一七一一 高梁警察署
		平成二十六年 八月二十八日	午後一時	倉敷市有城一二六五 倉敷勤労総合福祉センター (山陽ハイツ)
		平成二十六年 九月三日	午後一時	津山市林田七七 津山警察署
		平成二十六年 九月十日	午後一時	岡山市北区御津中山四四四一三 岡山県運転免許センター
平成二十六年 九月二十五日	午後一時	倉敷市有城一二六五 倉敷勤労総合福祉センター (山陽ハイツ)		

二 受講手続

1 提出書類

- (1) 所定の様式による受講申込書 二通  
(2) 写真 二枚（提出前六箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のラ

イカ判のもので、裏面に氏名及び撮影年月日を記載すること。）

2 提出先

住所地を管轄する警察署

3 提出期限

受講しようとする講習会の開催日の七日前（その日が岡山県の休日であることを定める条例（平成元年岡山県条例第二号）第一条第一項に規定する県の休日である場合は、当該休日の直後における県の休日でない日）

三 受講手数料

初心者講習課程 六千八百円

経験者（更新）講習課程 三千円

（注） 受講申込みの際、岡山県収入証紙により納付すること。

なお、受講手数料は、納付後は還付しない。

四 その他

1 代理受講は、認めない。

2 講習修了証明書は、講習当日に交付することとする。ただし、受講者が多数であること又は他の理由により当日交付することができないときは、後日交付することとする。

# 平成26年4月22日 岡山県公報 第11578号

## ◎岡山県公安委員会告示第五十六号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第九条の十四第一項の規定により、次のとおり年少射撃資格講習会を開催する。

平成二十六年四月二十二日

岡山県公安委員会

### 一 開催の日時及び場所

日	時	場	所
平成二十六年七月二十五日（金）	午前十時	岡山市北区御津中山四四四―三	岡山県運転免許センター
平成二十六年八月二十九日（金）	午前十時		
平成二十六年九月二十六日（金）	午前十時		

### 二 受講手続

#### 1 提出書類

- 所定の様式による受講申込書 二通
- 写真 二枚（提出前六箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のライカ判のもので、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）

#### 2 提出先

住所地を管轄する警察署

#### 3 提出期限

受講しようとする講習会の開催日の七日前（その日が岡山県の休日であることを定める条例（平成元年岡山県条例第二号）第一条第一項に規定する県の休日である場合は、当該休日の直後における県の休日でない日）

### 三 受講手数料



九千七百円

(注) 受講申込みの際、岡山県収入証紙により納付すること。

なお、受講手数料は、納付後は還付しない。

四 その他

1 代理受講は、認めない。

2 講習修了証明書は、講習会の当日に交付することとする。ただし、受講者が多数であること又は他の理由により当日交付することができないときは、後日交付することとする。